

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和6年5月31日

金曜日

第5237号

目次

告 示	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
○指定居宅サービス事業者の指定	3
○換地処分	
○土地改良区の定款変更の認可	
教育委員会告示	
○博物館の廃止	4
内水面漁場管理委員会指示	
○あゆ採捕禁止期間の延長	
公 告	
○随意契約の相手方等の公示	5
○開発行為の工事完了	7
○公文書の開示の実施状況	8
○保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況	9
○土地改良区の役員の退任	10

告 示

富山県告示第243号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月31日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
------------	-----	------------	----	---------------	-------------	------

県道 万尾脇方線	氷見市角間字河原 461番 2から	変更前	最大 21.5 最小 20.2	2.98	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市角間字河原 461番 3まで	変更後	最大 22.0 最小 20.2	2.98	
県道 町山河原線	氷見市角間字河原 459番 2から	変更前	最大 13.5 最小 6.2	36.72	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市角間字河原 458番 まで				
町山河原線	氷見市角間字河原 459番 2から	変更後	最大 15.7 最小 8.7	36.72	
	氷見市角間字河原 461番 2まで				

富山県告示第244号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月31日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 万尾脇方線	氷見市角間字河原 461番 2から 氷見市角間字河原 461番 3まで	令和6年5月31日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 町山河原線	氷見市角間字河原 459番 2から 氷見市角間字河原 461番 2まで	令和6年5月31日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所

富山県告示第245号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和6年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1670800802	
指定年月日	令和6年6月1日	
申請者	名称	株式会社ソレイユ
事業所	所在地	砺波市太郎丸一丁目4番26号 NTC となみビル 5階A
	名称	ケアサポートたんぽぽ
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第246号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和6年5月30日県営農地整備事業石黒西部地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和6年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第247号

土地改良区の定款変更の認可について

杉原土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年5月23日認可した。

令和6年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

公 告

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子カルテ等病院情報システムハードウェア保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1番5号

5 随意契約に係る契約金額

36,116,487円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子カルテ等病院情報システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
63,057,734円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政

令第 372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則(昭和42年富山県規則第15号) 第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号) 第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

電子カルテ等病院情報システム運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町5番5号

5 随意契約に係る契約金額

38,544,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市戸破字加茂1642番、 1643番、1644番、1645番、 1646番の一部、1642番地 先及び1645番地先並びに 黒河新字江下35番の一部 及び35番地先	同 左	道 路 下 水 道	射水市戸破3523番地	伊勢住建株式 会社

公文書の開示の実施状況

富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第38条の規定により、令和5年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和6年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公文書の開示請求、決定等の状況

開示請求 の件数	左の決定等の件数						※ その他
	開示	部分開示	非開示				
				不存在	条例規 定によ るもの	存否応 答拒否	
4,279件	3,325件	687件	208件	199件	5件	4件	59件

※印の欄の内訳 取下げ59件

2 公文書の開示請求の実施機関（部局別）内訳

実施機関		件数	実施機関	件数
知 事	知 事 政 策 局	27件	企 業 局	18件
	危 機 管 理 局	11件	議 会	16件
	地 方 創 生 局	10件	教 育 委 員 会	195件
	交 通 政 策 局	9件	公 安 委 員 会	9件
	経 営 管 理 部	139件	警 察 本 部 長	126件
	生 活 環 境 文 化 部	33件	選 挙 管 理 委 員 会	153件

厚生部	9	0	9	0	0	0	0	17
商工労働部	0	0	0	0	0	0	0	80
農林水産部	0	0	0	0	0	0	0	0
土木部	3	1	0	1	1	0	1	0
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	14	1	9	3	3	0	1	143
企業局	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	6	0	4	1	1	0	1	2,116
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	64	0	55	8	6	2	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	175
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
富山海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
県立大学	0	0	0	0	0	0	0	367
合計	84	1	68	12	10	2	3	2,801

2 保有個人情報の訂正請求、決定等の状況

- (1) 訂正請求の件数 1件
- (2) 決定等の件数 1件

3 保有個人情報の利用停止請求、決定等の状況

該当なし

4 審査請求の状況

該当なし

土地改良区の役員の退任

四千石用水土地改良区の役員であった次の者が令和6年3月18日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年5月31日

富山県知事 新田 八朗

職名 氏名

住所

理事 水嶋 一雄

下新川郡入善町今江 271番地
